

業務災害補償制度ご加入企業さま向け

ストレスチェックサポートサービス



平成27年12月の労働安全衛生法の改正により、従業員50人以上の事業場については事業者（企業）に対し従業員のストレスチェックが義務化されました。それに伴い、業務災害補償制度にご加入いただいている企業さまに、商品付帯サービスとしてストレスチェック義務化をサポートする以下のサービス「ストレスチェックサポートサービス」をご用意しています。是非ご活用ください。

ストレスチェックサポートサービス サービス内容



● サービス提供内容一覧 (注)※部分は、企業さまのご担当者(実施者を含みます)のシステム操作が必要となります。

大項目	小項目
サービスの対象	WEBによるストレスチェック
検査基準の設定	高ストレス者の基準の設定※
検査の内容	「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」の使用
未受験者対応	ストレスチェック未実施従業員へのリマインドメール※
検査の結果	従業員ごとのストレスプロフィールの表示
	従業員への相談窓口の表示
	事業者への集団分析結果の提供※
	実施者へのストレスチェック結果の提供※
サービス終了後	労働基準監督署への届出に必要な情報の提供

●本サービスは損保ジャパン日本興亜の提携業者を通じて提供します。
 ●ストレスチェックはWEBによる実施となりますが、通信環境やセキュリティ等、インターネットご利用環境によってはご利用いただけない場合があります。
 ●この無料サービスは、ストレスチェック制度の一部を実施するものであり、義務化範囲のすべてをカバーするものではありません。
 ※詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。